

依佐美中学校生徒会会則

第1章 名 称

第1条 本会は愛知県刈谷市立依佐美中学校生徒会という。

第2章 目 的

第2条 本会は生徒自身の自発的活動により、学校ならびに社会と協力して刈谷市立依佐美中学校の発展を図ることを目的とする。

第3章 会 員

第3条 本会の会員は、依佐美中学校の全生徒とする。

第4章 議 会

- 第4条 各学級は議会に2名の議員を送る。
本議会は会則の目的を達するに必要な決議をする。議会がした全ての活動・報告・決議・修正などは議員によって学校全体に伝えられなければならない。
- 第5条 議会は1か月に1回以上全生徒会議員の2/3以上の出席をもって開くことを原則とする。
- 第6条 議会は必要のある場合、特別委員会を置くことができる。
- 第7条 議員は出身学級の2/3以上の不信任を受けたときは、直ちにやめなくてはならない。

第5章 役 員

- 第8条 本会の役員は、会長(1名)役員(6名)とする。ただし、原則として、会長(1名)役員(4名)は上の学年から、役員(2名)は下の学年から選出することとする。
役員は執行役員となり議会の運営その他重要な生徒会活動の企画をする。
- 第9条 生徒会の役員は全校生徒の直接選挙によって選ばれる。
- 第10条 役員の任期は1年を2期に分け4月から9月までを前期、10月から翌年3月までを後期とする。ただし再選をさまたげない。
- 第11条 役員の選挙は、原則として、10月と3月に行われる。
- 第12条 会長は生徒会を代表して執行委員会を司会する。また部長会、委員長会を招集することができる。
- 第13条 役員は会長を助け、会長不在の場合はその任務を代わって行う。
- 第14条 役員は、次のような会の記録を正しく作り、またその記録をもっている。
(1) 議会、総会の会議録
(2) 通信文「生徒会だより」
- 第15条 役員に欠員ができたり活動ができなくなったりしたときは選挙管理規定の選出方法によって新役員が選出される。
- 第16条 役員は全校の2/3以上の要求があったときはやめなくてはならない。

第6章 委 員 会

第17条 目的達成のため、次の委員会をおく。

委員会	活動内容
生活	学校生活をよりよくしていくため、校内生活の規律の維持・向上に努める。
学習	授業への取り組みの向上を考えるなど、学習の充実に努める。
給食	会食のマナー等の向上を図り、楽しい給食の雰囲気づくりに努める。

保健	健康・安全に関する諸活動と保健室の管理運営の援助に努める。
図書	学校図書館の管理、利用促進等図書館の活用に努める。
放送	昼の放送の企画・運営をし、昼の時間の楽しい雰囲気作りに努める。
交通安全	交通安全についての意識の高揚と交通安全指導を行う。随時、自転車置き場の点検を行う。
環境	清潔感と潤いのある環境づくりに向けて、無言清掃の推進をして校内環境の美化に努めたり、植物の管理をして校内緑化の向上に努めたりする。
JRC	JRC の活動を推進する。また、募金活動やペットボトルキャップ集めなどの慈善活動を行う。
運営	学校行事等の企画や運営を行い、学校活動の充実に努める。

第 18 条 各学級では委員会構成のために必要な人数を選出する。

第 19 条 委員会の役員は委員の中より選出する。

第 20 条 委員長は議会に参加し、議案を提出することができる。ただし議決権は持たない。

第 21 条 委員会には顧問の先生を置く。

第 7 章 財 政

第 22 条 会費を支出するときは顧問の先生の承認を得なければならない。

第 8 章 顧問の先生

第 23 条 生徒会には顧問の先生をおき、その指導を受ける。

第 9 章 最高決定権

第 24 条 校長は生徒会の決議事項について最高決定権を有する。

第 10 章 補 則

第 25 条 生徒から改正案提出の場合、会則の改正は議会の 2/3 以上の賛成を得て原案が決定され、校長の承認を得た後、全会員の 3/4 以上の賛成によって成立する。

第 26 条 職員から改正案提出の場合、会則の改正は職員会議の承認によって成立する。

第 27 条 この会則は平成 7 年 4 月 1 日より実施する。